

佐々木書評への応答

小城 拓理

まず、拙著『ロック倫理学の再生』に書評を寄せてくれた佐々木氏（以下敬称略）に心より御礼申し上げます。佐々木の書評の力点はロック倫理学の規範性を問うことにあるので、ここではその点を中心に答えることにしたい。拙著に対する佐々木の批判は二つに整理できるだろう。第一に筆者が用いる表現の不明瞭さを突くものであり、第二にロック倫理学の規範的役割を問うものである。

佐々木の第一の批判は、具体的には「統治に異議を申し立てること」の内実が判然としないというものである。そこで、この文言を詳しく説明しよう。この文言によって筆者は二つの場面を想定している。第一に佐々木が書評の中で言及している拙著169頁から170頁にかけての場面である。ここでの「統治に異議を申し立てること」とは、立法部に参加できないにもかかわらず、課税や法への服従を強制されている者たちが自分たちの声を立法部に反映できるよう統治に対して改革を要求するということである。このような例として筆者は独立前の植民地アメリカの住人たちを挙げた（pp. 168-169）。周知のように、植民地アメリカ人は印紙法のような税をイギリス本国の統治から一方的に課せられていた。そして、彼らはこのような統治に反発し、立法部の在り方の改革を求めている。つまり、いわゆる「同意なくして課税なし」の原則に基づいて、植民地アメリカからの代表の派遣を彼らは訴えていたわけである。これが「統治に異議を申し立てること」の第一の場面である。

次に第二の場面とは、統治下で生まれ育った人間が成人になるときに統治の被治者にならないことを宣言する場面である。換言すれば、統治下で生まれ育った人間が、成人になる際に、社会に加入することを明示的に拒否する場面である。このような人間は生まれ育った社会から退出することも可能であるし、またノージックの言う独立人として統治下に居住し続けることも可能である。この場合、独立人たちは社会の成員ではないので、統治に対する服従義務は負わない。しかし、だからといってこの独立人は何をしてもいいわけでは

ない。というのも、独立人には実定法を守る義務こそ無いが、自然法を守る義務は有しているからである。これが「統治に異議を申し立てること」の第二の場面である。

佐々木の第二の批判は、ロック倫理学の規範的役割を問うものである。まず、佐々木は拙著が擁護する現実的同意論に対して以下のような疑義を呈することから始めている。

現実的同意という装置は「なぜ特定の統治に服従しなければならないのか」を説明しはする。しかし「どの統治を選択すべきか」に手引きを与えることはできるだろうか（p.5）。

ここで佐々木の言う「手引き」とは、「どの行為（または制度）を選択すべきかの指針を与える役割」（p.5）のことである。端的に言えば、佐々木の批判は、現実的同意論では我々に手引きを与えることができないというものである。そして、佐々木は仮説的同意論の方こそ我々に手引きを与えるものとして擁護するのである。

この批判に対して筆者は以下のように応答したい。規範理論として我々に手引きを与えるのは、仮説的同意論ではなく、やはり現実的同意論の方である、と。ここで佐々木の仮説的同意論擁護を見てみよう。佐々木によると、領域外の統治を持ち出しても、それは仮説的同意論に対する批判にはならない。なぜなら、仮説的同意論にとっては領域内の統治への服従義務を説明するだけで十分だからである。実際、佐々木はピトキンとウォルドロンを引いた後、以下のように記す。

ここで領域外の「正当ではあるが非正統な統治」を持ち出したところで、それは仮説的同意論者が扱うべき事柄ではないだろう（p.6）。

要するに、仮説的同意論の真の目的は領域内の統治への服従義務を説明することに尽きるので、筆者の仮説的同意論批判は的外れだというわけである。

これに対して筆者は、仮説的同意論の真の問題とは、まさに規範理論として我々に手引きを与え

ることができないことにあると反論したい。というのも、領域外ではなく、領域内において複数の統治が並び立つ場合、仮説的同意論ではどれに従うべきかを説明できないからである。事実、仮説的同意論のこの難点に気付いていたからこそ、ウォルドロンは領域内に複数の統治がある場合、特定の統治への服従義務を説明する際に現実的同意を密輸入せざるをえなかったのである（拙著、pp. 149-154）。換言すれば、仮説的同意論は領域内の統治と領域外の統治のどちらに服従すべきかを説明はできるが、領域内に複数の統治が並立している場合、どれに従うべきかを説明できないのである。他方、現実的同意論は領域内に複数の統治が存在していても、どれに従うべきかを個人に同意の機会を与えることで無理なく説明できる。なぜなら、領域内に複数の統治がある場合、どれに従うかを自ら考え、同意せよと命じるからである。佐々木は規範理論の手引きとしての役割を再三強調するが、まさにその手引きとして、現実的同意論の方が仮説的同意論より優れていると言えるのではないだろうか。その意味で拙著の擁護した現実的同意論の規範理論としての優位性は揺るがないと思われる⁽¹⁾。

注

(1) これに関連して佐々木は註3で「正統だが不当な統治」も現実的には生じうるにもかかわらず、筆者が不問に付していると批判している。しかし、実はこのような統治は現実的には存在しえない。なぜならロック倫理学においては同意よりも自然法が基底的な存在なので、そもそも不当な統治は同意の対象にならないからである。筆者がこのような統治に触れなかった所以はここにある。